

口座振替割引プラン定義書
(付帯型)

2025年7月1日実施

京 葉 ガ ス 株 式 会 社

目次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 契約の成立	1
4. 料金	2
5. その他	2
付則	3
1. 実施の期日	3

口座振替割引プラン定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社のガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）にもとづき、料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 用語の定義

この定義書において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- （１）「主契約」とは、この定義書にもとづく付帯契約の対象となるガス料金プラン定義書に規定するガスの使用契約をいいます。
- （２）その他の用語については、主契約の用語のとおりといたします。

2. 適用条件

お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの定義書の適用を申し込むことができます。

- （１）主契約として、一般料金プラン定義書、家庭用高効率給湯器プラン定義書、家庭用戸建住宅スタートプラン定義書、バリュープラン定義書、家庭用ガス暖房プラン定義書、家庭用ガス温水床暖房プラン定義書、家庭用コージェネレーションシステムプラン定義書、小型空調包括プラン定義書、業務用稼働率別プラン定義書、小型空調専用プラン定義書、休日平日別小型空調専用プラン定義書、空調夏期プラン定義書、休日平日別空調夏期プラン定義書、空調用Aプラン定義書、または休日平日別空調用Aプラン定義書にもとづくガスの使用契約を締結すること。
- （２）上記主契約にもとづく料金を口座振替によりお支払いになり、かつ、この定義書の適用を希望されること。
- （３）原則として、お客さまのガスのご使用量または口座振替の結果を当社所定の様式により毎月継続して郵送でお知らせしていないこと。

3. 契約の成立

この定義書は、お客さまの指定する金融機関が所定の手続きを完了し、お客さまの申し込みを当社が承諾したときに成立いたします。

4. 料 金

当社は、下記の規定にもとづき料金を算定いたします。

- (1) 口座振替割引額は、1 契約につき (5) に定める金額といたします。
- (2) ただし、各料金算定期間の口座振替割引額は、2 に定める主契約によって算定された料金を上回らないものといたします。
- (3) 各料金算定期間の主契約の料金は、2 に定める主契約によって算定された料金から、口座振替割引額を差し引いたものといたします。
- (4) また、各料金算定期間の料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を、口座振替割引取消額として、原則として翌月の料金に加算し、翌月の料金として申し受けます。
- (5) 割引額（消費税等相当額を含みます。）

1 契約につき	5 5 . 0 0 円
---------	-------------

5. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この定義書は、2025年7月1日から実施し、原則として2025年7月
検針分以降は適用いたしません。